

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案  
令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の16の項の次に次のように加える。

16の2 市長	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

(2) 別表2の24の項の次に次のように加える。

24の2 市長	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報、介護保険法に規定する施設への入所に関する情報又は老人福祉法に規定する老人ホームへの入所に関する情報であって規則で定めるもの
---------	--	---

(3) 別表2備考16中「又は札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する情報」を「、札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する情報又は札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務を新たに個人番号を利用することができる事務に加えるほか、他の事務における一定の特定個人情報利用を可能とするため、本案を提出する。